

# 生徒心得

## (1) 服装規定

下記の規定に従い、制服を着用すること。

### 【旧制服対応】

#### 1 制服の着用

##### ① 男子（ア、イのいずれかとする）

ア 黒色の詰襟上下を着用し、学校指定の学年章を左の襟につける。ボタンは学校指定のものをつける。

イ 白色の開襟シャツまたは、カッターシャツを着用する。左胸には学校指定の学年色の校章マークをつける。

##### ② 女子（ア～ウのいずれかとする）

ア 紺色の上衣、スカートに学校指定の白色のブラウスを着用する。上衣の左胸には、学校指定の校章および学年章をつける。

イ 紺色のベストの場合は、学校指定の白色のブラウスを着用する。ベストの左胸には、学校指定の校章および学年章をつける。

ウ 学校指定のブラウスに紺色のスカートを着用する。

##### ③ 式典等の場合の服装は、別途指示する。

#### 2 服装の細部については、次のとおりとする。

ア 制服上衣を着用してもなお防寒の必要がある場合は、登下校時に限って防寒着を着用しても良い。但し、華美な色および型を避けること。

イ マフラー、手袋を登下校時に着用してもよい。

ウ 学校指定以外のセーター、カーディガン等を着用する場合は、制服上衣の下に着用しなければならない。また、華美な色は避け、外から見えないように努めること。学校指定のニット（セーター・ベスト）についても外から見えないように努めること

エ 学校指定のニットを着用する場合は、登下校時および校内ともに制服上衣を着用していなくても良い。

オ カッターシャツ及び学校指定のニットの上に防寒の必要がある場合は、制服上衣を必ず着用すること。

カ ソックスは、派手なものを避ける。

キ スカート丈は膝程度の長さとする。

### 【新制服対応】

#### 1 制服の着用

##### ① 冬用標準服

ア 学校指定の紺色の上下スーツ（上衣・ズボン・スカート）と、白色カッターシャツおよびシルバーのネクタイ・リボンを標準とし着用すること。また、学校指定の学年章を左の襟につけること。

イ 学校指定の灰色クレリックシャツはオプションとして着用しても良い。

ウ 学校指定の紺色ネクタイ・リボンはオプションとして着用しても良い。

エ 冬用標準服を着用する場合は、ネクタイ・リボンを着用しなければいけない。

##### ② 夏用標準服

ア 学校指定の紺色のズボン・スカートに学校指定の白色のカッターシャツを標準とし着用する。

イ ネクタイ・リボンはシルバーを標準とする。カッターシャツのみで登校する場合は、ネクタイ・リボンの着用は自由。

ウ 学校指定の灰色クレリックシャツおよび紺色ネクタイ・リボンはオプションとして着用しても良い。

##### ③ 学校指定のニット（セーター・ベスト）を着用する場合は、ネクタイ・リボンを必ず着用すること。

##### ④ 式典等の場合の服装は、別途指示する。

2 服装の細部については、次のとおりとする。

- ア 制服上衣を着用してもなお防寒の必要がある場合は、登下校時に限って防寒着を着用しても良い。但し、華美な色および型を避けること。
- イ マフラー、手袋を登下校時に着用してもよい。
- ウ 制服上衣の下は、学校指定のカッターシャツおよびニット（セーター・ベスト）のみ着用可。また、裾・袖から見えないように努めること。
- エ 学校指定のニット（セーター・ベスト）を着用する場合は、登下校時および校内ともに制服上衣を着用していても良い。但し、ネクタイ・リボンの着用は必須。
- オ カッターシャツ及び学校指定のニットの上に防寒の必要がある場合は、制服上衣を必ず着用すること。
- カ ソックスは、派手なものを避ける。
- キ スカート丈は膝程度の長さとする。

- ◆ 制服スーツ上下（冬用標準服）を着用する場合は、ネクタイ・リボンを必ず着用。
- ◆ カッターシャツのみで登校する場合は、ネクタイ・リボンの着用は自由。
- ◆ 学校指定のニット（セーター・ベスト）を着用する場合は、ネクタイ・リボンを必ず着用。
- ◆ 制服の上衣の下は学校指定のニット及びカッターシャツのみ着用可。

- 3 転入生に限って、1学期間は制服以外の服装を認める。ただしこの場合、担任および生徒指導保健部の許可をうけること。
- 4 不必要なものは身につけず、頭髮を含め、常に清潔な身だしなみに努める。

(2) 校内における一般的心得

- 1 下校時刻は次の通りとする。部活動は下校時刻に間に合うように終了する。

3月～10月	11～2月
18:30	18:00

ア 下校時刻延長について

公式大会前の1ヶ月に限り、顧問が正式手続きをした場合下校時刻の延長を認める。

通年
19:00

イ 特別練習

定期考査の1週間前から考査終了までは、原則として活動を認めない。ただし、定期考査終了後2週間以内に公式大会が始まる場合に限り、顧問が手続きをし、1時間半以内の活動を認める。

2 部活動自主練習

部活動の自主練習については、顧問の管理のもと早朝練習・昼休み練習を認める。ただし、定期考査中の活動は認めない。

3 始業時より終業時までの外出には、担任の許可を得る。(外出許可願)

4 自転車通学について

- ① 電車を利用する者に限り、自宅から最寄り駅まで自転車通学を許可する。
- ② 自転車通学する者は、必ず公営駐輪場を確保すること。  
駐輪場によっては、学校長の許可を必要とする場合がある。その場合は、担任を通じて生徒指導保健部に許可申請をすること。
- ③ 自転車乗車時は、交通ルールを遵守し、事故を起こさないように留意する。
- ④ 学校周辺の路上、公園、商業施設、マンション等の駐輪場への無断駐輪は絶対にしないこと。発覚した場合は自転車通学の許可を取り消す。

5 危険防止のため、各館屋上にあがらない。

- 6 生徒が校内において、文章の掲示、配布、回覧または会合、署名、アンケート等の表現活動をする場合、あるいは金品の募集、物品の売買をする場合には、生徒指導保健部に許可を得ること。
- 7 遺失物、拾得物は生徒指導保健部に届け出ること。
- 8 生徒手帳に生徒証を入れて常に所持すること。
- 9 貴重品は各自で管理し、必要に応じて貴重品袋を活用すること。また、できうる限り、高価なものや高額のお金を持たない。
- 10 学業を修めるのに不必要なものは持たない。
- 11 タブレット・携帯電話、スマートフォンについてはBYOD 規程に定めるとおり。

### (3) 校外における一般的心得

校外生活においても、御影高校生としての自覚と誇りを持ち、自らを律し、健全明朗な高校生として恥ずかしくない服装、態度、行動をとる。

#### <外出>

- 1 外出の際は、目的・行先・帰宅時間などを家族に知らせておくこと。不必要な夜間外出はしない。
- 2 外泊をともなう旅行等は、保護者またはその代理の同行を得るとともに、学校に旅行届を提出すること。
- 3 開放感からの気持ちの弛みで、非行（喫煙、薬物乱用、万引きなど）に走ることをないようにする。

#### <服装>

校外でも学校の活動であれば制服着用を原則とする。ただし、必要に応じて担当教師の判断により適切な服装での活動が認められる。

#### <交際、諸会合への参加>

- 1 高校生にふさわしくない集会などへは参加しない。
- 2 男女の交際は、互いに尊敬の念を失わず、つねに明るいものでありたい。
- 3 携帯電話、スマートフォンなどを悪用した好ましくない交際例もあるので十分注意する。

#### <アルバイト>

原則として禁止する。やむを得ずアルバイトを行う場合は、保護者と相談のうえ、担任に届け出ると共に、校長の承認を得ること。

#### <交通安全>

- 1 交通道徳を守り、事故のないように万全の注意をする。
- 2 本校では、「三ない運動」を推進している。  
「免許をとらない」「バイクを持たない」「バイクに乗らない」の三原則を遵守すること。  
また、自動車の免許についても同じ扱いとする。

### (4) 部、特別委員会の活動について

部、特別委員会の活動は同好の人の集まりであり、教養を高め心身を錬磨することにより各自の個性を伸ばすものです。また、良き絆を培うことにより全人的な成長を促すものでもあります。新入生の皆さんにはぜひ部や特別委員会に参加することを奨めます。現在、本校にある部や特別委員会は次の通りです。

#### <運動部>

- 1 野球    2 サッカー    3 ラグビー    4 男子バレーボール    5 女子バレーボール
- 6 男子テニス    7 女子テニス    8 男子ソフトテニス    9 女子ソフトテニス
- 10 男子バスケットボール    11 女子バスケットボール    12 剣道    13 卓球
- 14 山岳    15 水泳    16 陸上競技    17 男子バドミントン    18 女子バドミントン

#### <文化部>

- 1 吹奏楽    2 弦楽    3 美術    4 演劇    5 箏曲    6 茶道    7 写真
- 8 文芸    9 囲碁将棋    10 環境科学    11 天文地学    12 アニメーション    13 E S S

#### <特別委員会>

- 1 放送特別委員会    2 新聞特別委員会    3 応援特別委員会